

大岡一丁目の一部における通学区域変更等について

1 概要

現在、大岡一丁目の一部では小学校を選択（指定校：蒔田小学校、受入校：大岡小学校）で
きる特別調整通学区域（※1）【図2のA区域】がありますが、選択した小学校によって、指
定校（南中学校）でない蒔田中学校へ進学を希望されるというケースが常態化しています。ま
た、同区域の東側【図2のB区域】においても、同様の状況となっています。

そのため、同地域の通学区域に関する課題への対策として、令和8年度に中学校に入学する
生徒から、次のような対応を検討しています。

- ①図2のA区域及びB区域において、通学区域を変更します。
- ②図2のA区域については、これまでと同様に小学校を2校（蒔田小学校と大岡小学校）から
選択できるとともに、中学校についても2校（南中学校と蒔田中学校）から選択できるよう
に特別調整通学区域を設定します。
- ③令和7年度に入学する中学生については、上記①及び②に準じて指定地区外就学制度（※2）
を運用します。

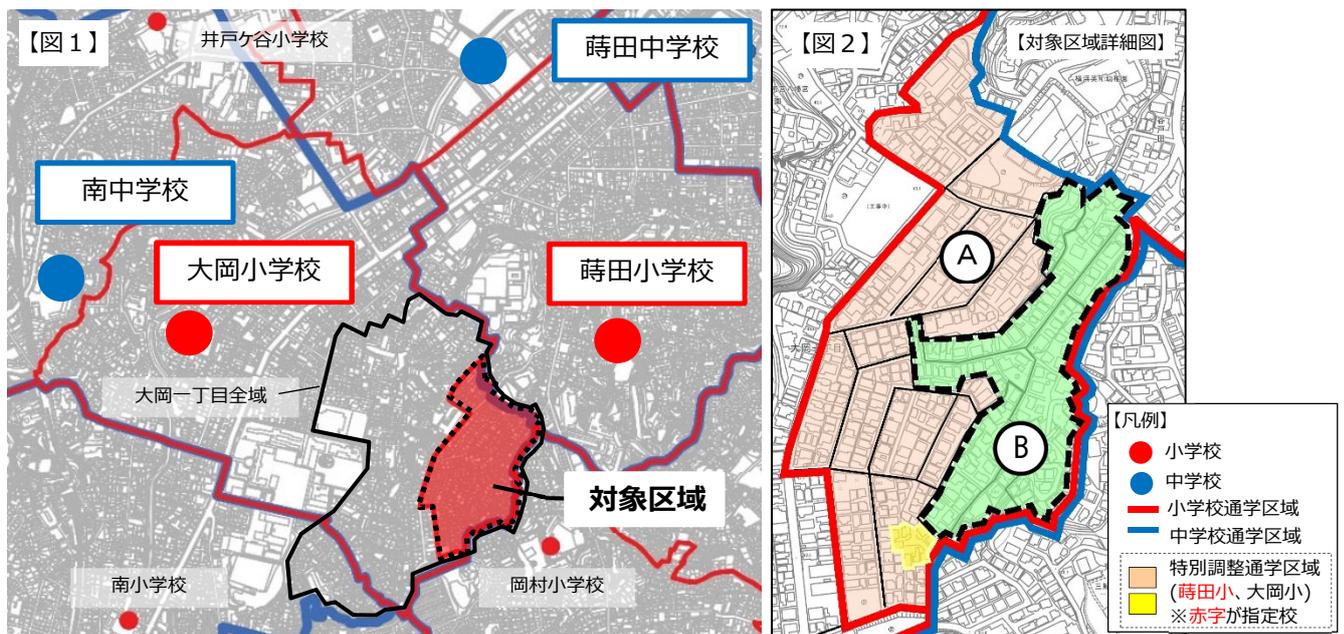
※1 特別調整通学区域：設定区域のお子様が就学・入学される際に指定校と受入校のいずれかを
選択することができます。選択にあたり、特に必要な要件はありません。

※2 指定地区外就学制度：指定校以外に両校面談のうえ通学することができる制度です。

2 対象区域

大岡一丁目37番、39番～47番、60番～68番

3 現在の通学区域と対象区域



4 通学区域変更案

(1) 蒔田小・蒔田中の通学区域とする区域 (B) (■)

	変更前	変更後
小学校	蒔田小	蒔田小(変更なし)
中学校	南中	蒔田中

(対象区域) 大岡一丁目62番～66番14号、66番19号～22号
67番、68番

(2) 小学校に加え、中学校も特別調整通学区域とする区域 (A) (■)

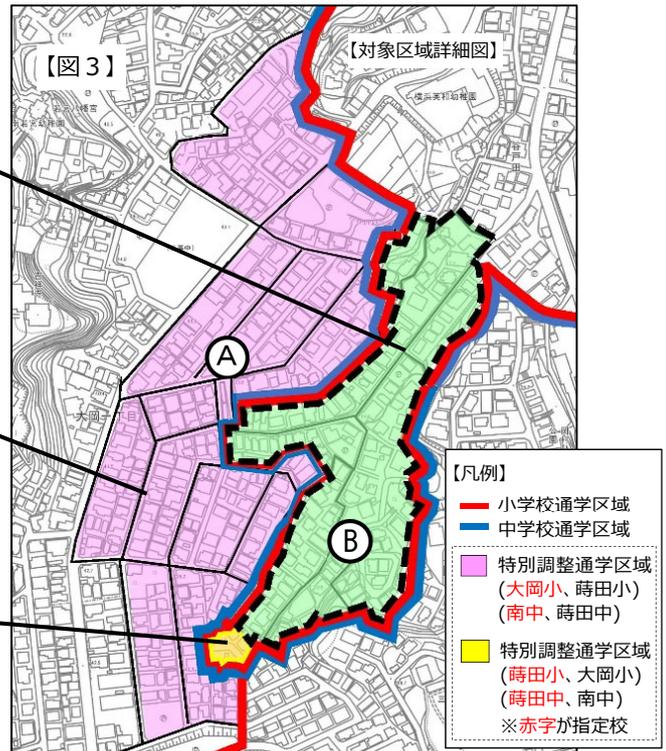
	変更前	変更後
小学校	蒔田小／大岡小	大岡小／蒔田小
中学校	南中	南中／蒔田中

(対象区域) 大岡一丁目37番, 39番3号～47番, 60番, 61番
66番15号～66番18号、66番23号～66番30号

※ただし、黄色の範囲は指定校を蒔田小と蒔田中とします。

	変更前	変更後
小学校	蒔田小／大岡小	蒔田小／大岡小(変更なし)
中学校	南中	蒔田中／南中

(対象区域) 大岡一丁目39番1号～2号



5 想定している通学区域変更及び特別調整通学区域設定の適用日

令和8年4月1日 (令和8年度に入学する児童・生徒から対象となります。)

6 対象区域にお住まいの方で、令和7年度に指定校以外の中学校への入学をお考えの方

今回の通学区域変更等は、令和8年度以降に入学する方が対象となるため、令和7年度に入学される方は次のように取扱いをいたします。

- 令和7年度入学についても、令和8年度以降に適用となる通学区域変更等の制度に準じて対応します。
- 就学通知がお手元に届きましたら、指定地区外就学制度を利用したい旨を指定された学校と通学を希望する学校にお申し出ください。

7 今後の入学手続きについて

		R6				R7					R8			
		9	10	11	12	1	2	3	4-6	7-9	10-12	1-3	4	5
令和7年度 入学の方	小学校	● 就学通知発送 (特別調整通学区域のみ) 入学希望校調査							● 入学					
	中学校					● 就学通知発送 指定地区外就学 申請手続			● 入学					
令和8年度 入学の方	小学校					(特別調整通学区域のみ) 入学希望校調査			● 9月	● 10月		● 入学		
	中学校								(特別調整通学区域のみ) 入学希望校調査		● 12月	● 1月	● 入学	
教育委員会		● 10/4,5 説明会(本日)							● 8月 規則改正					

お問い合わせ先 教育委員会事務局学校計画課 担当：瓜田、福田
電話：045-671-3252 FAX：045-651-1417 Eメール：ky-keikaku@city.yokohama.lg.jp